

# 令和6年度第10回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年1月10日(金) 午後2時30分から午後3時56分  
 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)5階 大会議室

## 3. 出席委員 (18名)

			会長職務代理者	6番	田 淵	緑
委員	1番	福 田 淳一郎	委員	12番	長 東 真帆	
〃	2番	中 村 精	〃	13番	藏 内 敏博	
〃	3番	山 田 準二	〃	14番	石 谷 隆	
〃	4番	砂 川 重雄	〃	15番	柳 田 和廣	
〃	5番	建 部 憲二	〃	16番	竹 森 潔	
〃	7番	小 林 照美	〃	17番	福 安 修	
〃	9番	小 林 光徳	〃	18番	岩 永 正司	
〃	10番	下 田 義男	〃	19番	川 上 信温	
〃	11番	河 毛 早苗				

## 4. 欠席委員 (1名)

会 長 8番 濱 田 香

## 5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 12名)

邑 美	竹 内 七 郎	福部町	谷 口 泰 彦
せんだい	森 本 寿 夫	河原町	高 田 三 朗
湖 東	佐々木 文 仁	用瀬町	池 本 和 明
〃	村 上 文 夫	佐治町	小 谷 章
〃	山 根 一 美	気高町	角 田 完
福部町	平 林 秀 庸	青谷町	花 原 伸 幸

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

### 第2 議事

- 議案第 57号 農地利用最適化推進委員の選任について  
 議案第 58号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 議案第 59号 農地法第5条の規定による許可申請について  
 議案第 60号 非農地証明について  
 議案第 61号 鳥取市農用地利用集積計画について  
 議案第 62号 鳥取市農用地利用集積等促進計画について

### 第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について  
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について  
 (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について  
 (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

## 7. 事務局 川口局長 広谷局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後2時30分
川口局長	ただ今から、令和6年度第10回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長が欠席ですので、職務代理にあいさつをいただきます。 (職務代理あいさつ)
川口局長	まず、定足数の確認ですが、議席番号8番 濱田会長より欠席の報告がありましたので、委員19名中18名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、田淵職務代理者に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号11番 河毛委員、13番 藏内委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第57号「農地利用最適化推進委員の選任について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	次の者を農地利用最適化推進委員に任命することについて、同意を求めます。 氏名 山下泰之、担当区域 気高、委嘱の日 令和7年1月10日
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 原案どおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成とし、議案第57号「農地利用最適化推進委員の選任について」、原案どおり同意いたしました。 続きまして、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号78番は取下げとなりましたので、整理番号77番と整理番号79番～81番の4件でございます。 整理番号77番は、国府町中郷で贈与による所有権移転です。 整理番号79番は、賀露町西一丁目で売買による所有権移転です。 整理番号80番は、福部町岩戸で売買による所有権移転です。 整理番号81番は、馬場で売買による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしています。
議長	それでは、整理番号77番を審議します。担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山田委員	1月7日に譲受人の家族、事務局2名、私で現地確認を行いました。譲渡人と譲受人は義兄弟です。現地は、水田と畑、農機具小屋となっており、すでに譲受人が耕作をされています。農機具や農機具小屋も譲り受けることになっており、継続して耕作できますので、問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。

		(質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号77番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番号79番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
村 上 委 員		12月26日に川上農業委員、事務局、譲受人、行政書士、私で現地確認を行いました。今までは、別の方が耕作をしていたようですが、この度、自家消費を目的に譲り受けて耕作をされるようです。管理機は自宅にあり、周辺農地にも問題は無く、チェックシートに照らし合わせても、問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員		村上推進委員の報告のとおりです。譲受人は、吉岡温泉町にある市民農園で15年ぐらい作物を作っております。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号79番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号80番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		1月7日に濱田会長、平林推進委員、事務局2名、譲受人、私で現地確認を行いました。岩戸の北の海岸沿いで、2筆ありますが、1枚になっている土地です。自宅近くで野菜を作るために購入されるとのことです。チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号80番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号81番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹 内 委 員		12月26日に岩永農業委員、事務局、譲受人、私で現地確認を行いました。譲受人は現在680aを耕作し、今回購入する36aを追加して、716aを耕作されるようです。農業用機械も所有されており問題もなく、申請地も農地として適切に耕作されること考え、許可と判断とします。
議	長	引き続き、担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩 永 委 員		竹内推進委員の報告のとおりで、チェックシートに照らし合わせても問題ありません

		ので、許可相当です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 81 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第 58 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号 25 番は取下げとなりましたので、整理番号 23 番、24 番と 26 番から 28 番、一時転用 7 番の 6 件でございます。 整理番号 23 番、申請地は青谷町養郷、転用目的は住宅建築、農地区分は第 1 種農地で集団農地、許可根拠は集落接続です。 整理番号 24 番、申請地は河原町水根、転用目的は住宅建築、農地区分は第 2 種農地で小集団の生産力の低い農地、許可根拠は集落接続です。 整理番号 26 番、申請地は福部町箭溪、転用目的は住宅建築、農地区分は第 2 種農地で小集団の生産力の低い農地、許可根拠は集落接続です。 整理番号 27 番、申請地は福部町箭溪、転用目的は住宅建築、農地区分は第 2 種農地で小集団の生産力の低い農地、許可根拠は集落接続です。 整理番号 28 番、申請地は徳吉、転用目的は駐車場、農地区分は第 1 種農地で農業公共投資の対象農地、許可根拠は集落接続です。 一時転用 7 番、申請地は用瀬町別府、転用目的は現場事務所及び資材置場、農地区分は農用地区域内農地、許可根拠は一時転用です。
議	長	整理番号 23 番を審議します。担当推進委員、花原委員の報告をお願いします。
花 原 委 員		12 月 27 日に竹森農業委員、事務局、譲渡人、私で現地確認を行いました。現地は、青谷町養郷地内の水田の一部を子どもである譲受人の住宅にしたいとのこと。周辺農地は譲渡人が所有する農地であり、隣接する農地は無く、集落内の道路に面した場所です。チェックシートに照らし合わせて、周辺農地の営農に支障がなく、許可することに問題ないと判断します。
議	長	引き続き、担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹 森 委 員		花原推進委員の報告に少し付け加えます。申請地の 2 筆は接続しております。北側は休耕田を挟んで宅地、南側も宅地、西側は譲渡人の農地、東側は水路を挟んで市道となっております。申請地周辺の農地への影響は、問題ありません。転用目的も譲渡人の子どもが集落内に建築するため、着工時期、資金とも問題ありません。無断転用はありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 23 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。

		整理番号24番を審議します。担当推進委員、高田委員の報告をお願いします。
高田委員		12月26日に田淵農業委員、事務局、譲渡人と私で現地確認を行いました。今回の申請地■■■と■■■の筆に囲まれるように■■■の雑種地があり、これと合わせて一体的に住宅建築を行うものです。申請地はともに狭小で細長く不整形地であり、農地として利用できなく、他の農地に影響を及ぼすことはありません。譲受人は、譲渡人の娘婿であり、奥さんの親元の隣接地に住居を建築するものでございます。以上のことから、今回の申請を許可することに問題ないものと考えられます。
議長	長	担当農業委員として、高田推進委員の報告のとおり、問題ありません。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号24番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番26番を審議します。担当推進委員、平林委員の報告をお願いします。
平林委員		1月7日に濱田会長、谷口(泰)推進委員、事務局2名、譲渡人と私で現地確認を行いました。先に分筆登記がされており、農免道路に面しています。元々果樹園でしたが、木を切って管理だけされている土地です。西側は住宅、南と東側は譲渡人が所有している農地、北側は農免道路です。譲受人の親が集落内に住んでおり、近くに建築したいためです。チェックシートに照らし合わせても問題ないと思いました。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号26番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号27番を審議します。担当推進委員、平林委員の報告をお願いします。
平林委員		1月7日に濱田会長、谷口(泰)推進委員、事務局2名、申請者3名と私で現地確認を行いました。県道より少し入り、申請地より奥に数件の家が建っています。親子間の貸借で家を建てるとのことです。周辺に農地は無く、問題ないと思いました。
議長	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので採決に入ります。 整理番27番につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号28番を審議します。担当推進委員、山根(一)委員の報告をお願いします。
山根(一)委員		12月26日に川上農業委員、佐々木推進委員、事務局、申請人の代理人、私で現地確認を行いました。隣の宅地を譲受人が購入しており、申請地を駐車場として利用され

		るとのことです。一部に小屋があるのですが、長い間耕作はされていなかったような土地で、問題ないと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員		宅地の隣に三角形の土地があり、畑になっており、一部に車庫が作られておりました。20年以上経過しており非農地として一連宅地でもよかったかなと思うような状態でした。
議	長	質疑・意見はございませんか。
岩 永 委 員		非農地証明の方じゃないのか。
事 務 局		一部に車庫がありますが、ほとんどが畑となっていることから、非農地証明はできませんので、5条申請となります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番28番につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 一時転用7番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池 本 委 員		12月27日に小林(照)農業委員、西村推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。周辺は耕作放棄地となっており、農地復元をされたらきれいになり、問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員		池本推進委員の報告のとおりで、令和5年台風7号の災害復旧工事の現場事務所等の一時転用です。周辺は耕作放棄地で、農地行政上も特に問題はありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番28番につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 以上で議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります。 引き続き議案第60号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号110番から121番までの全部で12件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号110番を審議します。担当推進委員、角田委員の報告をお願いします。
角 田 委 員		1月7日に石谷農業委員、事務局、関係者、私で現地確認を行いました。既に20年

以上経過した家屋が残っており、非農地ということで、特に農地行政上支障がないと認められました。

議 長 質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。  
整理番号110番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。  
整理番号111番を審議します。担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。

竹 森 委 員 12月27日に花原推進委員、事務局、申請人、私で現地確認を行いました。■■■は、申請人所有の空き家の裏庭で、盛土がされておりました。非農地にしても周辺農地への影響はありません。■■■と■■■は、市道から山道を入った山奥で竹や雑木が覆われておりました。周辺に農地はありません。■■■も山奥で同じように樹木に覆われており、周辺に農地はありません。いずれの土地も周辺に耕作地は無く、農地行政上も特に支障はないと認められます。

議 長 質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。  
整理番号111番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。  
整理番号112番を審議します。担当推進委員、佐々木委員の報告をお願いします。

佐々木委員 12月26日に川上農業委員、山根(一)推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。現況は、作業小屋が1棟と砂利が敷いてあり、一部はコンクリート舗装して駐車場となっています。チェックシートに照らし合わせて、区画整理事業から20年以上経過し、周辺は公設市場や住宅地であり問題ありません。

議 長 質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。  
整理番号112番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。  
整理番号113番を審議します。担当推進委員、山根(一)委員の報告をお願いします。

山根(一)委員 12月26日に川上農業委員、佐々木推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。現地は、40年以上前から駐車場として利用されており、周辺は店舗やアパートが建築されております。水路等も無く農業ができるような環境ではありません。

議 長 質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号113番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号114番を審議します。担当推進委員、小谷委員の報告をお願いします。
小谷委員		12月27日に福安農業委員、事務局、申請代理人、私で現地確認を行いました。平成11年頃に申請人の夫が隣地と一体的に住宅と倉庫を建築して今に至っています。チェックシートの④で、人為的潰廃地で、転用の事実行為から20年以上経過し、農委行政上も特に支障がないと認められる土地です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号114番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号115番を審議します。担当推進委員、平林委員の報告をお願いします。
平林委員		1月7日に濱田会長、谷口(泰)推進委員、事務局2名、申請者と私で現地確認を行いました。集落から少し入ったところの山裾で、ブロック擁壁がしてあり道より2高い場所で、20年以上耕作していないため、笹林になっており、耕作できる状態でなく問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号115番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号116番、117番、118番を審議します。担当推進委員、森本委員の報告をお願いします。
森本委員		12月25日に建部農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。申請地周辺は、竹林が生い茂り、近くまで入れない状態であり、復旧は困難と思います。チェックシートに照らし合わせて問題なしと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号116番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号117番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号118番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号119番、120番を審議します。担当推進委員、小谷委員の報告をお願いします。
小谷委員		12月27日に福安農業委員、事務局、申請代理人、私で現地確認を行いました。現地は隣接地で、ともに20年以上耕作しておらず林野化しておりました。チェックシート③で、農地への復旧が困難な土地に該当します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号119番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号120番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号121番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		1月7日に濱田会長、平林推進委員、事務局2名、私で現地確認を行いました。申請地は2箇所に分かれており、■■■は、旧9号線沿いのため草刈だけはしてありました。■■■と■■■は、両サイドが山で、湿田であり周辺も耕作されていませんでした。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号121番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第60号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第61号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		鳥取市長から、令和7年1月23日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規16件、更新1件、計17件、面積は、田が14,083㎡で、畑10,244㎡となっており、計24,327㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権8件、使用貸借による権利9件となっています。 以上で説明を終わります。
議	長	議案第61号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第61号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続き、議案第62号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。</p> <p>今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田が218,111㎡、畑が13,819㎡の合計231,930㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権67件、使用貸借による権利78件の合計145件となっております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第2項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>一括で質問・意見を受け付けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第62号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について</p> <p>(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について</p> <p>(3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について</p> <p>(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p>
議	長	<p>無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和6年度第10回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>閉会 午後3時56分</p>